



加古企業会計審議会会長より竹中大臣に対し、「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」の手交 (10月31日) P.2に関連記事



中小企業金融に関するシンポジウムを 関東(10/14)・近畿(10/21)・東海(10/23)の各財務局で開催

P.22に関連記事

目次

【トピックス】

- 「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」の公表について・・・・・・・・・・ 2
- 学校における金融教育の一層の推進に資する副教材の公表について・・・・・・・・・・ 11
- 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について・・・・・・・・ 12
- 繰延税金資産の情報開示の拡充について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 金融活動作業部会（FATF）特別勧告（電信送金）の実施に関するお知らせ・・・・ 14

【金融フロンティア】 吉野直行金融研究研修センター長インタビュー・・・・・・・・ 15

【ピックアップ：中小企業金融】

- 「中小企業金融特集」のホームページ掲載について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 「地域経済再生シンポジウム」の開催について（関東財務局）・・・・・・・・・・ 22
- 「中小企業金融に関するシンポジウム イン 大阪」の開催について（近畿財務局）・・ 23
- 「中小企業金融に関するシンポジウム イン 名古屋」の開催について（東海財務局）・・ 24

【法令解説】

- ヤミ金融対策法施行に伴う貸金業規制法施行令、施行規則の一部改正について・・・・ 28

【海外最新金融事情】

- 最終段階に入ったバーゼル委員会のBIS規制見直し協議・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

【金融ここが聞きたい！】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

【金融便利帳】

- 今月のキーワード：ソルベンシー・マージン比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

【お知らせ】・・ 38

【10月の主な報道発表等】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39



【トピックス】

「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」の公表について

企業会計審議会(会長 加古宜士 早稲田大学教授)は、去る10月31日、「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(以下、「意見書」といいます。)をとりまとめ、公表しました。以下、意見書及びそれに含まれる「企業結合に係る会計基準」(以下、「基準」といいます。)の内容について簡単に説明します。

審議会における審議状況

企業会計審議会第一部会(部会長 斎藤静樹 明治学院大学教授)における企業結合会計の審議は、平成12年9月に開始されました。第一部会は、まず、論点の整理に着手し、平成13年7月に「企業結合に係る会計処理基準に関する論点整理」を公表しました。

その後、第一部会では、論点整理に対して寄せられた意見を参考にしながら審議を継続しました。この間、海外で行われていたパーチェス法(1)と持分プーリング法(2)の取扱いを巡る議論を眺みながら、国際的調和の観点も踏まえ、パーチェス法と持分プーリング法の取扱いを検討の軸に置いて審議が進められ、その成果が本年8月1日に公開草案として取りまとめられ公表されました。さらに、本年9月以降、公開草案に寄せられた意見を踏まえ、第一部会において審議が進められ、公開草案を一部修正の上、総会に意見書案として提出されました。その案が、今回の総会において意見書として確定され、公表に至った次第です。

(1)パーチェス法

被結合企業から受入れる資産・負債の取得原価を、対価として交付する現金及び株式等の時価(公正価値)とする方法

(2)持分プーリング法

すべての結合当事企業の資産、負債及び資本を、それぞれの適切な帳簿価額で引継ぐ方法

「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」の内容

1. 基準整備の必要性

意見書では、基準整備の必要性について、現状では、企業結合に適用すべき会計処理基準が明確ではなく、企業組織再編成を支援するための近年の法制度の整備に比べ、会計基準の整備がやや立ち遅れており、企業結合の経済的実態を正しく認識できる会計処理方法を確立する観点から、首尾一貫した会計基準を整備する必要がある、との基本認識が示されています。

2. 「企業結合に係る会計基準」の対象取引

基準では、合併、株式交換・移転といった法的形式の違いによって適用範囲を分けるという考え方はとられておらず、実態面から、企業結合に該当すると考えられる取引はすべて対象となるように規定されています。すなわち、「ある企業(会社及び会社に準ずる事業体をいう。以下同じ。)又はある企業を構成する事業と他の企業又は他の企業を構成する事業とが一つの報告単位に統合されること」という企業結合の定義を充たす取引は、すべて適用対象となります。

この対象取引に関しては、企業集団内の結合取引(共通支配下の取引)も適用対象となる点に注意が必要です。なぜならば、従来、企業結合会計の対象は、企業集団とその外部の取引(いわゆる独立企業間の結合)だけに限られるという考え方が一般的であったためです。基準では、対象取引とし



1. 企業結合は、単一の取引で行われるか、又は、原則として、1事業年度内に取引が完了する。
 2. 交付株式の議決権の行使が制限されない。
 3. 企業結合日において対価が確定している。
 4. 交付株式の償還又は再取得の取決めがない。
 5. 株式の交換を事実上無効にするような結合当時企業の株主の利益となる財務契約がない。
 6. 企業結合の合意成立日前1年以内に当該結合目的で自己株式を取得していない。
- < 基準注解（注2） >

持分の継続と支配

支配・被支配関係の判定は、要件 及び要件 により行われます。基準では、議決権比率が等しいという要件は、持分が継続しているための必要条件とされ、要件 を満たしたものについてのみ、要件 の判定を行うものとされています。この関係については、過半数の議決権を取得すれば、結合後企業の最高意思決定機関である株主総会を支配することができ、要件 の判定規準として掲げられている事項を左右する権限を有することになるから、要件 はいわば最大の実質規準であり、本要件を満たさないものはその段階で「取得」として判定されると説明されています。

「要件 議決権比率が等しいこと」

要件 の「等しいこと」の具体的内容については、基準注解の（注3）では、結合当事企業が2社の場合には、議決権比率が50対50から上下概ね5パーセントポイントの範囲内にあることをいうものとされています。この上下概ね5パーセントポイントという許容範囲の設定については、実務上の不都合を減らすためには、議決権の数値基準に多少の幅を持たせて、議決権比率以外の要件の判断を加味した方が合理的であると説明されます。また、「総体として」との文言が付されていることから、ここでは結合当事企業の個々の株主についての分析は求められていないと解されます。

結合後企業に対して各結合当事企業の株主が相対として有することになった議決権比率が等しいとは、当該比率が50対50から上下概ね5パーセントポイントの範囲内にあることをいう。結合当事企業が3社以上の場合には、議決権比率が最上位の結合当事企業を基準とし、他の各結合当事企業との議決権比率を結合当事企業が2社の場合の比率に還元した上で判定する。この場合において、最上位の結合当事企業と議決権比率が等しいと判定された結合当時企業が1社以上あるときは、議決権比率が等しいと判定されなかった結合当事企業も含め当該企業結合は本要件を満たしたものとする。

< 基準注解（注3） >

ここで、図表1のA社とB社について考えれば、結合後企業（右側）の議決権総数のうち、旧A社株主が保有する議決権数（の総数）と旧B社株主が保有する議決権数（の総数）の比率が、（概ね）55対45から45対55の範囲内であれば、要件 を満たすことになると考えられます。

結合当事企業が3社以上の結合の場合は、本要件の適用について複数の考え方があり得るので、その取扱いが特に示されています。すなわち、議決権比率が最上位の結合当事企業とそれ



以外の企業を1社ずつ順番に、2社の結合と同様に比較し、最上位の結合当事企業と議決権比率が等しいと判定された結合当事企業が1社でもあれば、その企業結合全体が要件を充たしたものとして取扱われます。

「要件 議決権比率以外の支配関係を示す一定の事実が存在しないこと」

次の要件は、結合後企業の意思決定機関を通じて、又は財務上若しくは営業上の重要な契約等を通じて、結合後企業を支配しているか否かを判定するものです。具体的には、次のいずれにも該当しない場合には、一定の事実が存在しないものとされます。

1. いずれかの結合当事企業の役員若しくは従業員である者又はこれらであった者が、結合後企業の取締役会その他これに準ずる機関（重要な経営事項の意思決定機関）の構成員の過半数を占めている。
2. 重要な財務及び営業の方針決定を支配する契約等により、いずれかの結合当事企業の株主が他の結合当事企業の株主より有利な立場にたっている。
3. 企業結合日後2年以内にいずれかの結合当事企業の大部分の事業を処分する予定がある。
4. 企業結合の対価として交付する株式の交換比率が当該株式の時価に基づいて算定した交換比率と一定以上乖離し、多額のプレミアムが発生している。

<基準注解（注4）>

上記のうち、特に項目4.についてみておきますと、ここでは、株式の交換比率が時価に基づいて算定した交換比率と「一定以上乖離し」とされているので、交換比率が時価に基づいて算定されていない限り、要件を充たさないものと判定する趣旨で設けられたものではないと考えられます。

結合当事企業が3社以上の企業結合について要件の判定を行う場合は、要件の判定において最上位の企業と議決権比率が等しいと判定されたすべての結合当事企業について、判定手続きを実施されます。その結果、いずれの結合当事企業についても上記の事実が存在しない場合には、判定対象とならなかった結合当事企業も含め、その企業結合全体が要件を充たしたものとして取扱われます。

要件まで判定して、結合当事企業のいずれもが支配を獲得していないと判定されれば、判定対象の企業結合は持分の結合であり、持分プーリング法が適用されることとなります。他方、結合当事企業のいずれかが支配を獲得していると判定されれば、判定対象は取得であり、支配を獲得していると判定された企業が取得企業と判定され、パーチェス法が適用されることとなります。

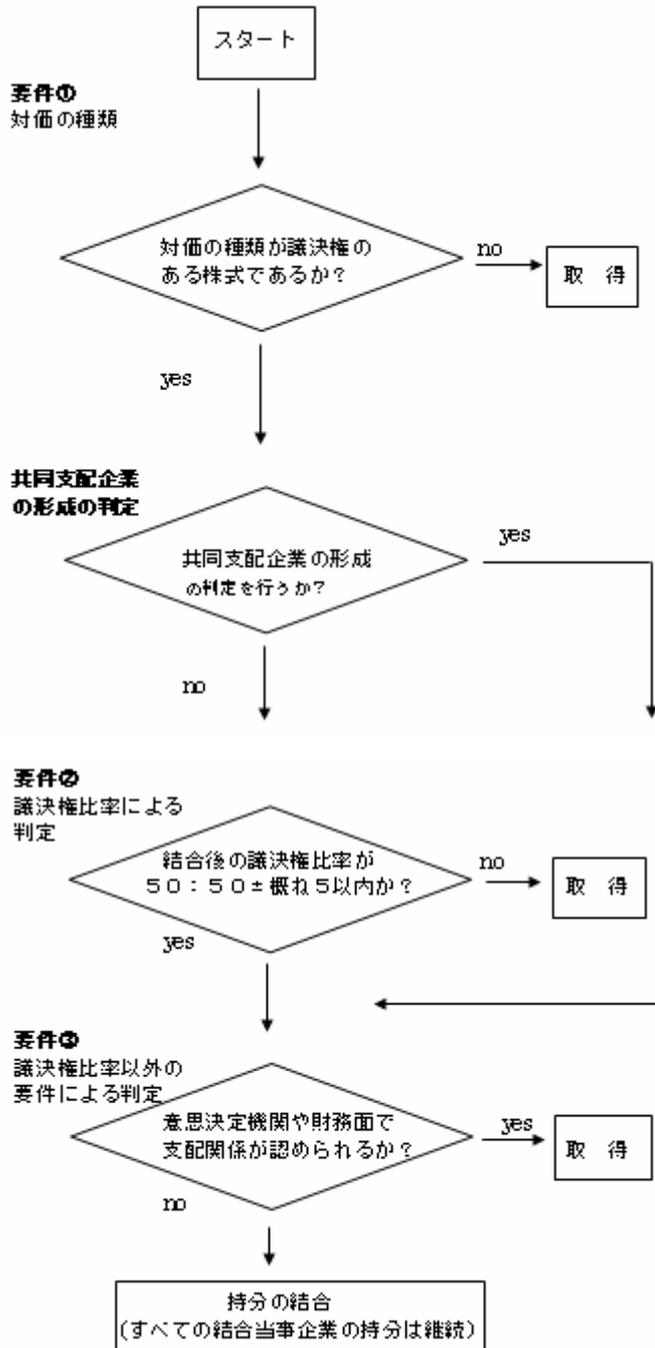
共同支配企業の形成

基準では、「共同支配企業」とは、「複数の独立した企業により共同支配される企業」であると定義されています。本基準においては、共同支配企業の形成は、企業結合であり、共同支配企業の形成に該当するか否かの判定手順が基準に含まれています。その判定においては、判定対象が共同支配されているか否かは、当事者間の契約等から明らかにされることから、要件については判定を行わず、要件とについてのみ判定を行うものとされています。その結果、共同支配企業の形成と判定された企業結合は「持分の結合」とされます。

以上の「取得」と「持分の結合」の判定手順をフローチャートで示すとすると、図表2のようになると考えられます。フローチャートの途中で「取得」と判定された場合には、その時点で判定手続きは終了します。



図表2 取得と持分の結合の判定手順



要件 対価の種類が議決権のある株式であること

- ・ 単一の取引で行われるか一事業年度内に完了
- ・ 議決権行使の制限なし
- ・ 対価が確定
- ・ 交付株式の償還・再取得予定なし
- ・ 交換を無効にする財務契約なし
- ・ 結合目的の自己株式取得なし
(基準注解(注2)参照)

共同支配企業の形成の判定

判定対象が共同支配企業の形成に該当するか否かを判定しようとする場合には、議決権比率の判定をスキップして、議決権比率以外の要件による判定に移る。

要件 議決権比率が等しいこと

- ・ 議決権比率が 50:50±概ね5以内
(基準注解(注3)参照)

要件 議決権比率以外の支配関係を示す一定の事実が存在しないこと

- ・ 役員関係
- ・ 重要な契約関係
- ・ 事業の処分予定関係
- ・ プレミアム関係
(基準注解(注4)参照)



4. 取得の会計処理

取得と判定された企業結合にはパーチェス法が適用されます。パーチェス法の具体的な処理は次のように定められています。

(1) 取得企業の決定方法

取得企業は、取得と持分の結合の識別と整合した形で、以下にしたがって決定されます。

対価の種類が議決権のある株式以外である企業結合の場合は、対価を支出した企業を取得企業とする。

対価の種類が議決権のある株式である企業結合が取得と判定された場合には、議決権比率が大きいと判定された結合当事企業を取得企業とする。

議決権比率が等しいと判定された場合には、それ以外の支配関係の存在を示す一定の事実から支配を獲得したと判定された結合当事企業を取得企業とする。

< 基準三 2 (1) >

上記は、それぞれ要件 から に対応しており、ある企業結合が取得と判定されるときは、同時に取得企業も決定されるように定められています。

(2) 取得原価の算定

被取得企業又は取得した事業の取得原価は、原則として、取引時点の取得の対価となる財の時価を算定し、それらを合算したものとされます。

市場価格のある取得企業等の株式が取得の対価として交付される場合には、取得の対価となる財の時価は、原則として、その結合の主要条件が合意されて公表された日前の合理的な期間における株価を基礎にして算定します。このとき使用する株価については、実際の株式交付時点の株価も考えられます。基準では、結合の主要条件が公表された後の株価変動には、被取得企業の本来の事業価値とは必ずしも関係しない影響が混在している可能性があるため、株式交付日の株価が、当該主要条件が合意されて公表された日前の合理的な期間における株価と大きく異なる場合には、当該株式交付日の株価を基礎として算定することが認められています。

なお、企業結合に直接要した支出額のうち、取得の対価性が認められる外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等以外は、発生時の事業年度の費用として処理します。

(3) 取得原価の配分方法

取得原価は、取得した資産及び引受けた負債のうち結合日時点において識別可能なものの結合日時点の時価を基礎として、当該資産及び負債に対して結合日以後1年以内に配分します。

このとき、取得後短期間で発生することが予測される費用又は損失であって、その発生の可能性が取得の対価の算定に反映されている場合には、負債として認識することが認められています。この負債は、認識の対象となった事象が発生した事業年度又は当該事象が発生しないことが明らかになった事業年度に取崩さなければなりません。また、5年以内に全額を取崩さなければなりません。

(4) のれんの会計処理

基準では、のれんは、「被取得企業又は取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を超過する額」と定義されています。そのため、連結調整勘定及び営業権のうちのれんに相当するものは、のれんとして表示することが求められています。

のれんは、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により定期的に償却します。このような処理方法が採用された理由として、結合後の収益と、結合の対価の一部を構成する投資消去差額(のれん)の償却という費用の対応が可能になることがあげられ



ています。また、のれんの「規則的な償却を行わず、のれんの価値が損なわれた時に減損処理を行う方法」との比較の観点から、取得したのれんが時間の経過とともに自己創設のれんに入れ替わる可能性があるため、規則的な償却により、のれんの非償却による自己創設のれんの実質的な資産計上を防ぐことができるとの説明もなされています。

(5) 負ののれんの会計処理

負ののれんは、被取得企業又は取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を不足する額ですが、基準では、のれんの定義のうち、「超過する額」を「不足する額」に置き換えるような形で定義されています。

負ののれんは、負債に計上し、20年以内の取得の実態に基づいた適切な期間で定期的に償却します。この処理については、上記(3)により取得後短期間で発生することが予測される費用又は損失を負債計上した残額(すなわち負ののれん)については、承継した資産の取得原価総額を調整する要素とみて、のれんと対称的に、定期的に償却することにしたとの説明がなされています。

なお、負ののれんとパーチェス法適用時の土地等の評価との関係については、時価が一義的には定まりにくい土地等が識別可能資産に含まれている場合において、負ののれんが多額に生ずるときには、その金額を当該土地等に合理的に配分した評価額も、本基準上の合理的に算定された時価に該当するとの考え方が示されています。

5. 持分の結合の会計処理

持分の結合と判定された企業結合には、持分プーリング法が適用されます。

持分プーリング法の具体的な処理は次のように定められています。

(1) 資産、負債及び資本の引継ぎ

企業結合に際して会計処理方法の統一併う修正を行う場合を除き、すべての結合当事企業の資産、負債及び資本の適正な帳簿価額を引継がなければなりません。この「適正な帳簿価額」とは、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した帳簿価額を意味しており、過去の会計処理等に誤りがあった場合には、企業結合前に修正されるものと考えられています。

(2) 企業結合年度の連結財務諸表

諸外国の会計基準(A P B 16等)では、過年度の業績との比較の観点から、持分プーリング法の適用に際して、過年度においても結合されていたかのように過年度の財務諸表を合算して修正再表示する処理が採用されてきました。

この点に関して、我が国では、過年度の財務諸表の修正再表示の慣行がないこと等が考慮され、基準では、結合年度(結合日の属する事業年度)の連結財務諸表については、期首に企業結合が行われたとみなして、損益を合算する処理が採用されています。他方、個別財務諸表については、このような処理は求められていないため、合併等が行われた場合、個別財務諸表上は、企業結合日以降の損益を合算することも認められます。

(3) 共同支配企業の形成

共同支配企業の形成には、持分プーリング法に準じた処理方法が適用されます。持分プーリング法に準じた処理方法とは、資本の内訳の引継方法等一部の取扱いを除き、持分プーリング法と同一の処理方法とされています。

6. 共通支配下の取引等の会計処理

基準では、共通支配下の取引及び少数株主との取引について、次のような取扱いが定められています。

(1) 共通支配下の取引

共通支配下の取引は、「結合当事企業(又は事業)のすべてが、結合の前後で同一の企業によ



り最終的に支配され、かつ、その支配が一時的ではない場合の企業結合」と定義されています。

共通支配下の取引については、連結財務諸表上は、内部取引としてすべて消去し、個別財務諸表上は、原則として、資産及び負債の移転前の帳簿価額を引継ぐ処理を行います。これは、企業集団内における合併等は、基本的に連結財務諸表には影響しない取引であり、個別財務諸表への影響も独立企業間の結合とは区別すべきであると考えられているためです。

(2) 少数株主との取引

少数株主との取引に関しては、現金を対価として子会社株式を追加取得する場合の取扱いが連結財務諸表原則に定められていることから、意見書では、連結財務諸表上は、当該取扱いに準じて処理するものとされている。個別財務諸表上の取扱いに関しては、追加取得時の子会社株式の取得原価の算定方法が定められています。

7. 開示

基準では、パーチェス法を適用した企業結合、持分プーリング法を適用した企業結合、共通支配下の取引等及び重要な後発事象のそれぞれについて注記事項が定められています。

8. 実施時期等

意見書では、本基準を平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度（2006 年度）から実施するものとされています。したがって、例えば、3 月決算の会社の場合、2006 年 4 月 1 日以降に行われた企業結合に本基準を適用して会計処理することになると考えられます。

商法との関係については、商法施行規則では、合併等により取得したのれんについて 5 年内の償却を求められているが、基準では最長 20 年での償却が認められていることから、本基準の実施にあわせて、商法施行規則の改正が行われる等調整が行われることが適当であるとされています。

最後に、本基準を実務に適用する場合の具体的な指針等を、企業会計基準委員会が作成することが適当であるとされています。

「意見書」の本文等をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表など」から[「企業会計審議会の意見書の公表について」\(平成 15 年 10 月 31 日\)](#)にアクセスしてください。



学校における金融教育の一層の推進に資する副教材の公表について

金融庁は、去る 10 月 7 日、学校における金融教育の一層の推進を図るために開発してきた副教材「インターネットで学ぼう わたしたちの生活と金融の働き」をホームページに掲載しました。

【副教材開発のねらい】

近年、金融を取り巻く環境は大きく変化し、多様な金融商品や取引形態が登場するとともに、金融はより身近な存在になりつつあります。このような状況の下、消費者として将来を見据えた賢明な生活設計を行うためには、金融に関する幅広い知識や判断力を養う必要があります。このため、金融庁では、金融の仕組みや働きなどについて基礎的な知識が得られるようにするとともに、自分たちの身近な生活と金融との結びつきを理解し、金融についての関心を高めることをねらいとして、中学生及び高校生を主な対象とする副教材を開発したものです。

【副教材は学習指導要領に対応】

副教材は、平成 10 年改訂の中学校学習指導要領（社会科、技術・家庭科）及び平成 11 年改訂の高等学校学習指導要領（公民科〔現代社会、政治・経済〕、家庭科〔家庭基礎、家庭総合、生活技術〕）に対応した内容になっています。

【副教材の内容】

副教材の構成は、「生徒用ページ」、「教師用ページ」及び「資料集」などからなっています。

このうち、生徒用ページの「入門編」は、中学・高校生に向けての「金融」への入門的な内容としており、日常生活は「金融」を通じてお金（資金）が移動して取引が終了すること、あるいは「金融」は企業等の生産活動の根幹であり、資金の借り手（企業等）と資金の貸し手（家計）との間をお金を介してつなぐものであることなど、経済社会の中で「金融」の果たす役割や働きが国民生活にとって重要な部分を占めていることを分かり易く解説しています。

更に「基礎編」は、主に高校生を対象に「金融」を通じて現代社会についての関心を高めてもらい、経済社会の発展の基礎である金融・資本市場に対する正しい認識を持つとともに、将来、社会に出た場合に金融機関や金融商品・サービスの仕組みや内容を理解し、選択をする際の手助けになるよう意図した構成・内容にしております。

「教師用」については、副教材の学習指導に当たっての取り扱い上の留意点等、指導・手引書的な内容としています。

金融庁では、今後、副教材が、学校教育現場などにおいて、より一層の利用が図られるよう PR を行うとともに、変化の激しい金融分野の動きに対応するため、年 1 回程度見直しを行っていくこととしています。更に、投資教育の必要性・重要性をアピールするため、「金融経済教育」をテーマとしたシンポジウムを開催することも考えています。これらを通じて、金融についての理解をより深めてもらうよう努めていきたいと考えています。

副教材をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「[インターネットで学ぼうわたしたちの生活と金融の働き](#)」にアクセスしてください。



「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について

1. 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」とは

金融庁では、中小企業等への金融の円滑化に向けた取組みの一環として、中小企業など借り手の声を幅広く聞くため、「貸し渋り・貸し剥がしに関する情報の電子メール・ファックスによる受付制度」（通称「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」）を開設しています。これは、中小企業が、金融検査マニュアルなどを理由に金融機関から不当な扱いを受けた場合等に、金融庁等に直接通報できるよう、ファックスや電子メールの受付窓口を設けたものです。

2. ホットラインに寄せられた情報の受付と活用の状況（平成15年9月末現在）

（1）受付状況

「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の受付・活用状況については、四半期毎に公表することとしており、平成15年10月24日に第3回目の公表を行いました。平成14年10月の開設以降本年9月30日までに受け付けた情報の累積件数は1,107件となっています。受付状況の詳細は別表を参照してください。

（2）活用状況

これまでの活用については、寄せられた情報を参考として、「与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する事務ガイドライン」を本年7月29日に制定しています。さらに、8月18日に策定した「平成15検査事務年度検査基本方針及び基本計画」の中で、借り手企業に対する説明責任の履行状況や苦情等処理態勢等の検証を含め、「中小企業等の経営実態等に即した的確な検査の確保」等を検査の重点事項としています。

個別金融機関に関する活用としては、情報提供者等が金融機関側への企業名等の提示に同意している情報について、事実確認等のヒアリングを実施しています。それ以外の情報についても、四半期毎にとりまとめ、金融機関の対応方針、態勢面等のヒアリングを実施しています。その際、監督上必要と認められる場合には、銀行法第24条等に基づく報告徴求を行うこととしています。検査においても、検査時までに受け付けた情報や金融機関から徴求した報告の内容を活用しています。

具体的には、本年4月1日から6月30日までに受け付けた情報を基に、上記のヒアリングを77金融機関に対して行い、そのうち監督上必要と認められた4金融機関に対して、報告徴求を行いました。また、本年4月1日から6月30日までに着手した検査のうち12金融機関において、検査時までに寄せられた情報を活用しました。

本年7月1日から9月30日までに受け付けた情報については、指摘を受けた金融機関に対してヒアリングを行い、検査においても、活用を図っています。これらの情報の活用状況については、次回公表することとしています。

なお、「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」に寄せられた情報をより有効に活用し、政府全体として対応を図るため、中小企業庁と連携して関係省庁間の連絡会議を随時開催しています。

平成15年9月末のホットライン受付・活用状況等について、詳しくは金融庁ホームページの「報道発表など」から[「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について](#)（平成15年10月24日）にアクセスしてください。

平成15年3月末まで及び平成15年6月末までの受付・活用状況については、それぞれ金融庁ホームページの「報道発表など」から[「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について](#)（平成15年4月21日）、[「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について](#)（平成15年7月29日）にアクセスしてください。



繰延税金資産の情報開示の拡充について

平成 15 年 7 月 28 日に発表された金融審議会金融分科会第二部会・自己資本比率規制に関するワーキンググループの「経過報告」においては、「繰延税金資産の算入根拠と計算手続きに関して、繰延税金資産の計上額に対する信頼性を高めるための情報開示の拡充等について、(中略)有効な方策を実施することを求めたい」とされているところです。

これを受けて、10 月 31 日(金)に、主要行に対し、15 年 9 月期の中間決算短信の公表時から、繰延税金資産の情報開示の拡充を行うよう要請しました。なお、今般の措置は、繰延税金資産の計上額に対する信頼性を高めることを目的としていることから、開示する計数等をもとに計算手続き等に即した分かり易い説明を行うことを併せて要請したところです。

(参 考) 開示項目

1. 繰延税金資産の算入根拠(過去の業績等の状況を主たる判断基準とした場合には実務指針(注)の例示区分(4号但書の場合には非経常的な特別な原因を含む))及び将来の課税所得の見積り期間(X年間)。
2. 過去5年間の課税所得(繰越欠損金使用前の各年度の実績値)。
3. 見積りの前提とした実質業務純益の見込み額(X年間の合計値)。
4. 見積りの前提とした税引前当期純利益の見込み額(X年間の合計値)。
5. 調整前課税所得の見積り額(X年間の合計値)。
6. 繰延税金資産・負債の主な発生原因について、共通に開示すべき項目。
 - (1) 繰延税金資産: 貸倒引当金、有価証券有税償却、その他有価証券評価差額金、退職給付引当金、繰越欠損金、その他。
 - (2) 繰延税金負債: 退職給付信託設定益、その他有価証券評価差額金、リース取引に係る未実現利益、その他。

(注)「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」

(平成 11 年 11 月 9 日、日本公認会計士協会)

本文や自己資本比率規制に関するワーキンググループの「経過報告」をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表など」から[「繰延税金資産の情報開示の拡充について」\(平成 15 年 10 月 31 日\)](#)にアクセスしてください。



金融活動作業部会（FATF）特別勧告（電信送金）の実施 に関するお知らせ

1. 金融活動作業部会（FATF）とは何か

金融活動作業部会（FATF）とは、マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するために組織された政府間機関で、現在、日本を含む31の国と地域及び2つの国際機関（欧州委員会及び湾岸協力理事会）から構成されています（「FATF」は、通常「ファトフ」と呼ばれます）。

FATFでは、主な活動として、マネー・ローンダリングに関する「40の勧告」及びテロ資金供与に関するFATF特別勧告を策定し、これら勧告の実施状況を把握したうえで、マネー・ローンダリング対策あるいはテロ資金対策が十分でない国や地域に対して改善を促しています。

FATF及び「40の勧告」について、詳しくは金融庁ホームページの「マネー・ローンダリング」から[「国際会議」](#)にアクセスしてください。

2. テロ資金供与に関するFATF特別勧告とは何か

2001年9月11日の米国における同時多発テロの翌月、FATFは8つの勧告からなる「テロ資金供与に関する特別勧告」を採択しました。これが、テロ資金供与に関するFATF特別勧告と言われるものです。

テロ資金供与に関するFATF特別勧告の主な内容は、テロ資金供与防止条約等の国際連合諸文書の批准及び履行、テロリストの資産の凍結及び没収、テロに関する疑わしい取引の届出、代替的送金システム（いわゆる「地下銀行」）に対する規制、非営利団体に対する監視強化などで、これらのひとつに今回のお知らせの対象であるFATF特別勧告、つまり「電信送金における送金人情報の付記」があります。

[「テロ資金供与に関する特別勧告」](#)について、本文をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「マネー・ローンダリング」から[「国際会議」](#)に入り、FATFの活動状況「3. テロ資金対策」にアクセスしてください。

3. FATF特別勧告（電信送金）の実施について

FATF特別勧告においては、金融機関がその顧客のために電信送金を行う場合に送金人の情報（氏名、口座番号、住所）を付記することとしています。本年2月、この勧告についての実施の細則となる「解釈ノート」が作成されました。この解釈ノートには、送金人情報に不備があるときの取引の取扱いについて、被仕向金融機関は当該仕向金融機関に対する取引の縮小又は終了を考慮すべき旨の記述があり、また、遅くとも平成17年2月までに同勧告及び解釈ノートに従った措置を実施することとされています。

これら勧告及び解釈ノートについては、既に実施している金融機関も海外に散見されるところ、こうした海外の金融機関においては、同解釈ノートに従い、本邦から国外への送金の際に付記が求められている送金人の情報に不備が認められる場合、当該送金を行った本邦の金融機関が特別勧告を遵守しない金融機関として、取引を縮小又は終了されるか、あるいは送金そのものの受領を拒否されるおそれがあります。

また、今後、同勧告及び解釈ノートに従った措置を実施する金融機関が増加してくる可能性があります。

したがって、海外への金融機関へ電信送金を行う場合は、個々の金融機関において同勧告及び解釈ノートの内容にあらかじめご留意いただき、円滑な金融取引を行う際のご参考となるように、10月31日、お知らせを発出しました。

金融活動作業部会（FATF）特別勧告（電信送金）の実施に関するお知らせをご覧になりたい方は、金融庁ホームページの[「金融活動作業部会（FATF）特別勧告（電信送金）の実施に関するお知らせ」](#)の発出について（平成15年10月31日）にアクセスしてください。



【金融フロンティア】

金融庁広報誌「アクセスFSA」では、本号より、「金融フロンティア」と題して金融庁金融研究研修センターにおける研究等に関する記事を連載いたします。第一回目は、この夏金融研究研修センター長にお招きした吉野直行 慶應義塾大学経済学部教授に、センターの現状と課題、日本の金融業の今後とセンターの果たし得る役割などについて、幅広くお話を伺いました。そのインタビューの概要を、以下のとおりお届けいたします。

(インタビューは平成15年11月11日に実施しました。)

金融研究研修センターは、平成13年7月、金融庁における「研究と研修の効果的な連携」を目的として発足し、金融理論・金融技術等に関する研究を通じて専門的な知識を蓄積しつつ、それを活かした研修等により不断に職員のレベルアップを図っていくための活動を行っています。センターの概要や活動内容等については、ホームページ(<http://www.fsa.go.jp/frtc/index.html>)を御覧下さい。

吉野直行金融研究研修センター長インタビュー

1. センター長に就任して
2. 海外への情報発信
3. 金融産業の競争力強化のための研究プロジェクト
4. 国内と海外のリスクとリターン
5. 戦略的な人材流動化
6. 産・官・学の連携
7. 監督・検査の目的とメリハリ
8. 現役世代の知的充電



1. センター長に就任して

吉野先生は、今年の8月に当金融研究研修センターのセンター長にご就任くださいました。先生には、当センターの活動全般に関してアドバイスをいただいていますほか、国内の大学あるいは海外研究機関との連携、情報発信の点で

もお力添えをいただいています。当センターは平成13年7月に発足したばかりの組織で、これまでの2年強の間は、まずは金融庁の行政担当部局へのサポート役としての存在意義を模索してきた期間だったと考えております([参考資料「金融研究研修センターの活動」](#)参照)。吉野先生におかれましては、8月以降、私どもと一緒に活動をしてくださいまして、センターの現状や活動についてどういった印象をお持ちでしょうか。

「1998年に財金分離で財務省(大蔵省)と金融庁(金融監督庁)が分かれたのですが、金融庁は、金融の検査・監督に徹していくという意味でとても重要な省庁だと思います。

第一に重要なことは、マクロの議論も忘れていただきたい。個別金融機関に対する検査や監督は、マクロ的に日本の金融業を良くしていこうということにつながるものでなければいけないと思いますし、それから現場に行かれる検査官の方たちも、日本全体として金融業がど



うなるべきかということについていつも考えながら、いろいろなマニュアルに従って金融機関の検査をやっていたらと思います。そういう意味では、この金融研究研修センターが、実務的なものと同時に、マクロの財政金融政策や日本経済に関する話も、今後の研修などに入れていただければと思います。

二番目は、このセンターでは研修と研究の両方を行っていかねばならないわけですね。研修の方は実務的な研修というものを積み重ねていくということだと思いますが、その中でも絶えず改善・向上していかないといけないと思います。いろいろな検査や監督のマニュアルを作ると同時に、それを常に見直していくことが必要だと思います。レギュレーター（金融機関の検査・監督者）としての立場だけではなく、それを受ける側（金融機関の側）それから日本の金融業全体の視点から、常に見直していくということが必要だと思います。

研修の面では、アジアをはじめ海外に発信できる金融研究研修センターであって欲しいと思います。アジアの各国も日本と同じように、1997年以降不良債権が溜まって銀行が大きな問題を起こしたわけです。これまで日本のODAというのは、どちらかと言うと製造業や電力といった目に見える形のODAが多かったと思います。これに対して、現在、日本が経験していることは、途上国、特にアジアにとって非常に重要な教訓となることですから、今後はこれまでのODAという目に見えるものから、目に見えない技術的な援助（金融の検査・監督に関する技術など）になっていく必要があると思います。金融に関する技術支援は、金融庁から送るんだという形での世界への発信は、研修の面でも日本ができると思います。

もう一つの点は、中小企業金融がいろいろと議論されていますが、アジア各国は中小企業を中心とします。中小企業金融をどう改善するか、リレーションシップバンキングに関する報告書がとりまとめられましたが、中小企業金融の監督とか検査、その制度をどのように構築するかというテーマは大きな論点です。中小企業金融に関する新しい研究が出来、それに関連する研修のチームが出来れば、途上国に対しても良い影響を与えられると思います。

研究に関しては、これまで日本では種々の金融機関の破綻処理をしてきましたが、“破綻処理”の議論になりますと、アメリカのS&Lの議論とか、あるいはスウェーデンの経験とかが

よく引き合いに出されます。せっかくこれまで日本でやってきた経験を、まず順序良くまとめて、海外に発信していくこと。第一弾ということで、11月12日に韓国で行われるコンファレンスに参加しますが、将来的には国際会議を開いて、金融機関の破綻処理なり、あるいは不良債権問題に対する世界各国の知識を集めて、日本のいろいろなやり方に対する評価を諸外国からしていただき、またそれを改善していく。こうした研究分野でも発信ができればと思っています。」

2. 海外への情報発信

非常に多くの課題をいただきました。まずは行政との連携ですね、マクロの視点も踏まえた研究・研修をしつつそれを行政に反映していくこと、また日々発展していく実務の動向も行政サイドに伝えていくこと、さらに海外への発信と、いずれも現在の研修センターにとってはこれからの大きな課題だと思います。

まず海外への発信について非常に多くのご指摘をいただきましたのでお聞きします。当センターから海外に向けて情報発信を行っていくことについて、基本的な質問ですが、どういった意義があるとお考えですか。

「まず一つは、先程も申し上げましたが、アジア諸国の多くは不良債権を抱えており、中小企業金融をどういう形で立て直したら良いかということが大きな論点となっています。そうであれば、日本の検査の方法、民間の中小企業金融のやり方なりを、インターネットで英文にして発信するという方法があると思います。さらに一冊の書物にして、それを金融庁の金融研究研修センター発のものとしてアジアの国々に持って行けば良いと思います。なぜかと申しますと、世界銀行やIMFなども金融セクターの再構築ということを言っておりますが、欧米系の見方での再構築が大半であります。アジアは元来、中小企業中心なのです。とすれば、欧米系の国際機関や金融機関が言っていることが、必ずしも正しくない面もあるかもしれません。これこそ日本のチャンスでありまして、私が参加した2週間前のタイでの議論でも、欧米系の人達はリレーションシップバンキングというのは認めない人が多かった訳です。借り手の経営者と金融機関の間が親密な関係になってしまうと良くないはずであり、マーケットメカニズムでやるべきだと言うのですから、アジアのやり方とは違うような気がします。欧米（アングロ・



サクソン)とは違った中小企業金融の日本的やり方について、インターネットでいろいろな研修のプログラムを発信して、「日本ではこういうやり方でやっています」というのを英語に直して発信していただければ、海外からアクセスできますから、日本の方法をあまりコストをかけないで海外に発表できると思います。こうすることによって海外から「もうちょっと詳しい資料が欲しい」というのであれば、金融研究研修センター発の小さなパンフレットなどを提供していくということができると思います。

さらには、日本でいろいろ訓練された検査官の方達(ある程度年配の方達でよいと思います)がアジアに行って、向こうの金融検査・監督の方達にODAの予算で研修すると良いと思います。その時よく言われるのが、「言葉の問題があるじゃないか」ということですが、日本に留学した経験のある人達(10万人計画でたくさん呼んでいるわけですから)にその時の通訳をお願いすれば良いと思います。研究の方の発信に関しても、研究成果を英文に直して、インターネットに載せる。さらにもしできれば、海外のジャーナルなどに発表したり、英語の本として発表するといった発信が必要だと思います。

さらに言えば、東欧諸国も、日本の高度成長と同じような状況にあります。ほとんどはアメリカに研究に行っています。アメリカで中小

企業の信用保証をやっているSBA(中小企業庁)を勉強しています。例えば、日本的な中小企業金融について日本がもっと発信すれば、東欧諸国に対しても、アメリカとは異なる方法を伝えられると思います。まず第一歩をアジアから始めて、それから徐々に東欧やその他の国々へと広げていけば良いと思います。」

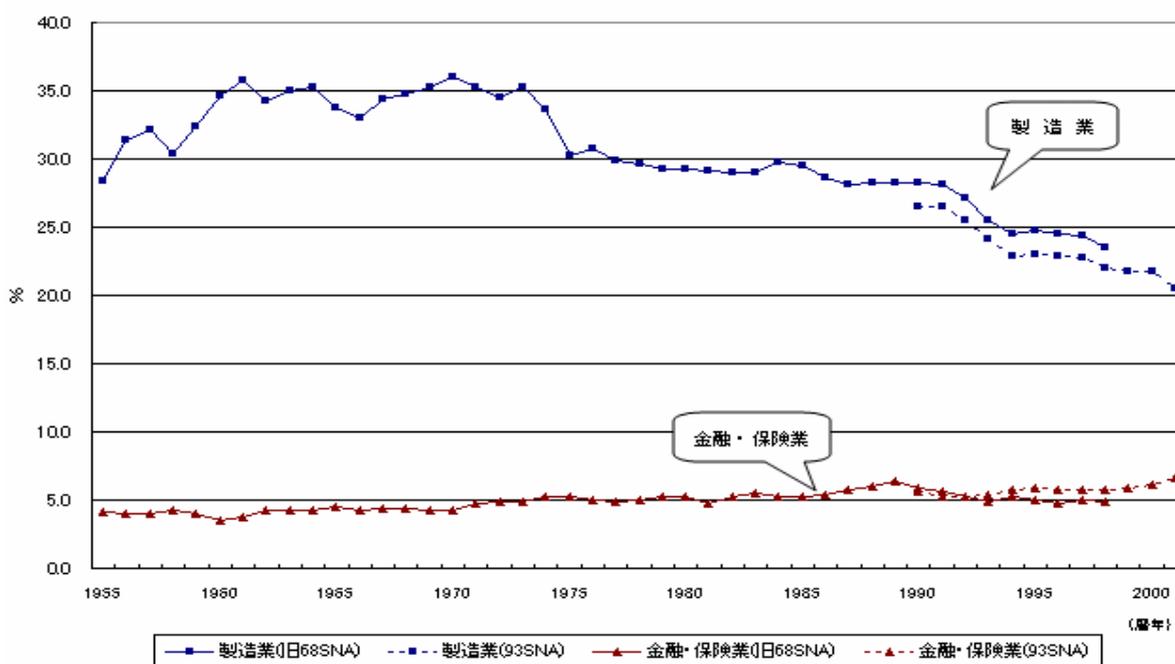
3. 金融産業の競争力強化のための研究プロジェクト

アジアへの展開ということにつきまして、日本の金融機関はバブル崩壊後、海外拠点から段々撤退してくるような形で、縮小してきている現状にあると思うのですが、そういった民間活動と、政府間の情報交換との関係ということにつきましては、いかがでしょうか。

「さらに金融研究研修センターでやりたいと思っています研究は、いかに日本の金融業を強くして世界から稼げるようになるかということです。産業構造を見ますと、日本の場合は、製造業の付加価値、つまり名目GDPに占める製造業の付加価値割合が、1980年代前後には<別図>のように30%程度でしたが、最近では93SNA統計で約20%まで落ちてきています。しかし、この減少を補うような産業が発達していないのが、日本で大きな問題ではないかと思っています。

<別図>

産業別付加価値の対国内総生産比率(名目値の比率)



(出典) 内閣府・国民経済計算統計



イギリスやアメリカを見ますと、製造業が落ちる中で、イギリスでは、金融・保険サービス業がそれを補完して成長しているわけです。アメリカでも、金融業の付加価値は非常に高くなっています。日本の金融業の付加価値は5 - 6%程度ですから、日本の産業を支えるには至っていません。私の一つの見方は、日本の金融・保険業を一つの産業として見ることです。これまで日本の金融は血液の循環のためにあって、筋肉とか肉というのは製造業だという感じが強かったと思いますが、アメリカやイギリスでは金融業自身が筋肉になっているわけです。ですから、血液である金融業が同時に筋肉にもなることが必要だと思います。そのためには、製造業でよく行われていた研究開発やR & D（デリバティブなどの新しい金融技術の勉強と開発）これによって、現状の日本の金融業はどのようところでアメリカやイギリスに劣っているのかをまず明らかにすることができます。その次には、劣っている金融技術面について、製造業やコンピューター産業などでやったように、どのような技術を開発すればアメリカやイギリスの金融を抜けるのか、そしてその技術をどのように製品化していけばよいのかを研究する必要があります。さらに、海外のいろいろな拠点から情報をもっと集める、そして情報を生産するということが日本の金融業に足りないと思います。情報を生産することによって、どのようところにビジネスチャンスがあるのか、同時にどのよう金融技術を開発すればビジネスチャンスを収益に結びつけることができるのか、こういう発想に立って、金融・保険サービス業が、日本において、従来の製造業に代わる産業になれば良いと思いますし、少しでも金融研究研修センターの研究がそういうものに役立つことになればと願っています。」

4. 国内と海外のリスクとリターン

今の金融産業・金融技術の国際競争力に関する研究プロジェクトに関しましては、吉野先生にご発案いただき構想を練っているところで、先日（10月24日）開催しました当センターのアドバイザー会合でもご議論をいただきました。その時のご議論を整理しますと、主に、国内市場における収益性をどう上げていくかという議論と、海外においてプレゼンスをどう上げていったら良いかという2点に分けられるかと思うのですが、まず国内の収益性に関して、現在の金融機関をご覧になってどういった問題点があ

るとお考えでしょうか。

「やはり貸出のリスク分析というものが、日本の金融機関の場合はまだまだ出来ていないと思います。最近CRD（Credit Risk Database）などさまざまな中小企業のデータが集まっています。貸出リスク分析（信用リスク分析）には二つやり方があると思います。一つは、集まってきたデータを用いながら分析するというもの。もう一つは、これまでの、財務諸表などを見ながら経験を積んで判断するという手法です。このような「科学的な分析」と「経験」の両方を結び付けることが不可欠だと思います。大手の日本の金融機関の場合はこの二つの融合が始まっていますが、中小金融機関の場合はこれからです。そういう意味では、「統計的な処理」と「現場の今までの経験」とのすり合わせが必要になります。そうすることによって信用リスクが分かりますから、それに応じた金利も稼げるようになると思います。

よくリテールバンキングやリレーションシップバンキングは日本国内の問題だと言われますが、先程申し上げたように、アジアではそういう金融をもっと育てたいと思っています。つまり、日本の中小企業金融機関がやっていることが、アジアにビジネスモデルとして展開できる可能性があるわけです。別にインベストメントバンクのようにインターナショナルに活躍しているところだけが海外から稼げるわけではなくて、日本の地道なところでやっている中小企業金融の経験も、いくらでもアジアでビジネスモデルとして展開できる可能性があると思います。欧米の金融機関は中小企業金融もマーケットメカニズム重視ですから、日本のやり方がひょっとしたらアジアに通用するかもしれません。こうした日本の中小企業金融の手法がアジアでも収益源になる可能性は十分にあると思います。さらに、インターナショナルマーケットで既に活躍している金融機関が欧米系のインベストメントバンクと同じように活躍していくという二つの側面から、日本の金融業を“稼げる産業”としていくことが必要だと思います。」

以前、九州で金融機関の方にお話をお聞きしたことがあるのですが、九州というのはアジアと近い関係にありますので、以前から割とアジアに目を向けてきた方なのではないかと思うのですが、そういった地域の金融機関においても、今この現状においてはリスクがなかなか取



れないということで、どうしても国内市場に回帰してしまうということを言われました。国内で貸出先を分散してリスクの分散を図るとしても限界があるのではないかとお聞きしても、やはりそこは海外のリスクに比べればということになるのですが、この辺についてはいかがお考えでしょうか。



「なぜ国内の方がリスクが少ないと思われるかということ、国内には情報を集めるネットワークがありますが、海外には国内のように十分な情報収集のネットワークを持っていないからです。国内と同じように、海外にもいろいろなネットワークを持つことによって、日々の情報が入るように工夫する必要があります。日本に欠けているところで、各国の専門家なり各地域の専門家が少ないと思います。製造業ではジェトロ（JETRO）という組織がありますが、金融業に対してはそういう組織がないわけです。日本の金融業を一つの巨大な産業として育成するには、金融業に情報を提供するJETROに当たる機関が必要かもしれません。日本の金融機関の関係者が、各国で常にそれぞれの国の情報を取ることが必要です。そういう人たちには、例えば韓国の大学に留学したり、人的なネットワークを持っていることも必要だと思います。さまざまな工夫により海外のネットを作ること、そこで情報も持って来ること、あるいは日本人だけでなく、日本に留学した経験のある留学生を雇ってもよいと思います。アメリカは、そういう人的な交流とビジネスが結び付いていると思います。日本は、人的な交流は人的な交流、ビジネスはビジネスで分かれています。国家戦略で結び付けなければいけないと思います。

金融研究研修センターが出来て、例えば、ア

ジアの人達が毎年必ずこの金融研究研修センターで国際会議や研修会を開催しているいろいろな問題点について話し合い、またアジアのF S Aの組織に発信でき、さらには東欧の人達を呼んだり、欧米の方々にも参加してもらえれば、交流の和がさらに広がると思います。」

5．戦略的な人材流動化

今仰った人材の流れとビジネスの流れが分かれているということについてですが、それは、行政の人材の流れとビジネスの人材の流れが日本では分かれています。これは、アメリカで言います「リボルビング・ドア」が日本では定着していないということにも表れているかと思うのですが、そういった観点から、人材交流の面ですとか、あるいは研究機関と行政との連携の面で、日本において今どういうデメリットがあって、今後どうしていったら良いかという観点からお考えをお聞かせください。

「一つは、1ヶ月前に北京に行った時に、北京が上海に負けないように北京版ウォールストリートを作ろうという会議だったのですが、そこに米国のイリノイ州の議員の方が、シカゴの弁護士の方や会計士事務所の方を連れて来られて、アメリカは北京にウォールストリートを作ること全面的にサポートしますということでした。さらにそこで驚いたのが、北京の「ベイジンストリート（ウォールストリートを北京版に直した呼び方）」の若手を毎年5人ずつイリノイ大学のシカゴ校に留学させてあげ、2年間でMBAを取って北京に戻しますというわけです。このように、アメリカの政治とビジネスと大学が全部結び付いて、アメリカ流の手法を中国に持っていき、中国の国内にネットワークを張って、アメリカ系のコンピューター会社が受注をすることも可能になります。すると、通信情報インフラがアメリカ式のものになりますし、教育もアメリカ流になり、政治的にもメリットがある訳です。日本では「大学の留学生を呼ぶなど大学の話」、「コンピューターは情報産業の話」、「金融については金融業の話」と、すべてが別々に動いています。

話題は変わりますが、金融庁と民間・大学の間での交流も更に必要だと思います。民間の金融機関で働かれていた方がしばらく金融研究研修センターで実務的な経験を教え、人的に交流することが大切だと思います。ただその時には



守秘義務をきちんと守らなくてはいいませんが、法律をしっかりと決めておけば良いわけで、人材の交流は必要だと思います。我々の研究の分野でも、実際の経済政策の研究を行おうとすれば、論文だけを読んでいたので新しいことはなかなか出てこないわけで、現実の経済の動きも知らなければなりません。同様に、金融庁で行政をやられている方々も、内部だけで議論していただくだけでは架空の議論になってしまいますから、実務を知らないといけないと思います。昔は、良い意味ではいろいろと交流がありましたから、情報の行き来というものがあったと思います。しかし、今はなかなか情報が流れ難くなっていると思います。例えば1年とかある程度の期間の研修という形で民間の金融機関に行くとか、大学との間で交流するということが重要だと思います。金融研究研修センターは大学との交流は割合やり易いわけですから、金融関連分野の大学の先生たちと一緒に議論していただく、あるいは出来た論文に関しては外部の先生方からいろいろと叩いていただく、そして更に論文を改善するということが必要です。さらに、あるプロジェクトに関しては民間のノウハウを持った方々に集まっていただくことも必要だと思います。金融研究研修センターは、行政の中でも一味違った研究機関として良い交流が出来ると思いますので、是非進めていただけたらと願っております。」

6. 産・官・学の連携

今のお話を伺って、自然科学系を中心とする産・学・官の連携と研究成果のビジネス化の金融版ということで、非常に新鮮に聞こえたのですけれども、その時に、大学を中心とした学と、産はの場合金融機関だと思えるのですけれども、それと官たるセンターのそれぞれの役割分担をもう少し教えていただければと思います。

「企業では、新しい分野の研究をしたいと思っても、それまで主流だった技術の技術者の抵抗もあってなかなか進めにくいといったケースがあるようです。そこで金融に関しても、製造業で、かつての通産省が作った研究開発組合のような仕組みを作って、いろいろな技術者が集まり、どういったファイナンシャル技術が欧米で開発され、どういったところが日本では劣っているのかを研究する。個別の金融機関は、不良債権を抱えている状況ではこうした研究に多くの時間と資金を向けることはできないと思います。

そうであれば、金融研究研修センターがそういう役割を担って、そこで研究し、数学的な知識を持っている方々にも集まっていただき、欧米に負けない金融技術の研究を行うことが必要だと思います。こういう方々は、本当は能力を持っているのですけれども、「あいつは難しい数学をやっているけれども役立つのか」と内部で言われますと、フラストレーションが溜まってしまおうと思います。中立的な金融研究研修センターに専門家が集まれば、いろいろな議論が出来ると思いますし、さらに、皆で議論することによってレベルアップが出来ると思います。そこで何が遅れていて、どういう研究開発をすればいいのか、学者がここに来て数式的な問題を解く、あるいは工学部の方も来ていただく、それから金融庁の方もおられるし、各金融機関の専門家も集まって議論をする。こうした発想の転換が今の日本には必要だと思います。金融研究研修センターで出来た金融技術を、それぞれの人たちが自分の金融機関に持ち帰り、それぞれ違う金融商品を作っていくこと、これはまさに製造業がやっていたことです。これからやるべきことは、リレーションシップバンキングを含めた金融サービス産業の研究開発によって、世界から稼げるものを創るのだということです。

そういう議論が、米国では政府レベルから、先程仰ったような州の議員の方のレベルまで浸透している理由というのはどの辺にあるのでしょうか。

「例えば、クリントン前大統領がアーカンソー州知事の時には、大統領の時代よりも日本にきた回数が多いそうです。自分の州に日本の製造業の工場を持って来よう、自分の州を潤そうということです。先程申し上げた、北京にきたイリノイ州の議員の中心都市はシカゴであり、シカゴの金融産業を北京に持って来ようという発想です。アメリカでは、自分の地元が何らかの形で世界からお金を稼げるようにしようという発想です。」

7. 監督・検査の目的とメリハリ

金融業を稼げる産業にするということは、非常に重要な話だと思いますが、一方で、金融庁は監督・検査というかたちで、チェック機関という位置付けになっていますが、そこでの関係はどうあるべきなのでしょう。

「監督・検査が金融ビジネスの機会を殺すよ



うではいけないと思います。金融サービスの中身を知ることによって、監督・検査もやり易くなると思います。新しい手法がどういうものか、どういうところに問題点があるかということも自ずと見えてくると思います。検査・監督は、強くなることを阻害してはいけないと思います。世界からも稼げる金融業を目指すために検査・監督を行っているのであって、良い面はもっと伸ばし、悪いところに対しては規制を実施するという姿勢が必要だと思います。」

8 . 現役世代の知的充電

日本の金融界にしろ、金融庁にしろ、一生懸命働いていて、知的な蓄積、充電をしなければ限界効用はゼロになってしまうということは皆分かっているわけですが、なかなか必死になればなるほどそれができないと、皆の悩みだと思のですけれども、そういう悩んでいる現役の世代に対して知的な充電をどういうふうにやっていったら良いかということについてお聞かせください。

「財務省では以前、修士論文を書くぐらいの研修があったのですが、そうした研修も金融庁では必要だと思います。短くても、例えば夏休みの3週間とか、実務からしばらく離れて、疑問に思っていることは理論的にどうなのかを考え直してみる機会が必要だと思います。例えば、3週間位いろいろな分野の先生にお越しいただいて、この金融研究研修センターの研修コースとしてレポートを書くというような研修は必要だと思います。あまりにも毎日のことに没頭されてしまいますと、少し高い視点から見ることを忘れてしまいますから。人間が成長していくためには、実務を見て、また違った立場の理論的な勉強をして、そしてまた実務を見るというやり取りが必要だと思います。そういう意味では、金融研究研修センターで例えば3週間の研修をすることは、良い方法ではないかと考えます。」

本日は、本当にどうもありがとうございました。



【ピックアップ：中小企業金融】

「中小企業金融特集」のホームページ掲載について

金融庁では、中小企業金融の円滑化を図るため、金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]の改訂作業を進めるほか、平成15年～16年度までの2年間で「集中改善期間」として、中小・地域金融機関の機能強化を図り、中小企業金融の再生に向けた取組を進めるなど、様々な施策を実施してきました。

このような取組について、資金の借り手である中小企業や金融機関で実際の融資業務に携わっている方々にも理解を深めていただきたく、10月20日にホームページ上に「[中小企業金融特集](#)」を掲載しました。

今後とも日本企業の大宗を占める中小企業の金融環境や地域経済の改善を図るため、地域・中小企業金融の円滑化に一層積極的に取り組んでいきたいと考えています。

「地域経済再生シンポジウム」の開催について（関東財務局）

関東財務局では、日本政策投資銀行と共催し、関東財務局管轄地域内の地域金融機関を対象に地域経済再生シンポジウムを、10月14日（火）さいたま新都心合同庁舎において開催しました。

地域活性化の鍵となる地域プロジェクトや地場中核企業に対する支援に当たって地域金融機関の果たす役割が今後益々重要となる中、金融審議会金融分科会第二部会長の堀内昭義中央大学総合政策学部教授をお招きし、「日本経済と地域金融」と題して基調講演をしていただきました。

当日は、管内の地域金融機関の役職員約300人が参加し、リレーションシップバンキングを核とした金融システムの再構築に関する講演に熱心に耳を傾けていました。

基調講演の後、地域金融機関の中小企業金融の機能強化を図るべくワークショップを開催し、M&A、事業再生、PFI、ベンチャー支援・知的財産権の4つのテーマについて、日本政策投資銀行の担当者から説明を行いました。

なお、基調講演においては、

1. 日本のマクロ経済の現状

長らく不況に苦しんできた日本経済も、今年の後半に入ってから株価のかなり足早の回復を受けて、やや楽観的な見通しが出るようになった。それにつれて、金融の危機的状況にも一段落の感じが出てきている。しかし、日本経済の基盤となるべき地域経済は、必ずしも楽観を許さない状況にあると思われる。

2. 日本における金融の現状についての認識

企業部門のマネーフローをみると、中小企業を含めて資金余剰の状態であるが、これは、銀行が融資活動に消極的になったということを反映しており、このため企業の中には積極的な固定的投資を控えているところもあり、日本経済の再活性化の足を引っ張っている面もあるのではないかと思う。

当面の企業金融について考えてみると、二極化への進展が今後更に進んでいくのではないかと思う。つまり、大企業については、キャピタルマーケットから資金を調達する傾向を益々強めている。

一方、中小企業については、依然としてリレーションシップバンキング機能に依存しており、今後も変わりはないと考えている。



3. 日本におけるリレーションシップバンキングの現状

リレーションシップバンキング機能に関する理論家の期待としては、単に不完全な情報をできるだけ補うために情報生産者として銀行が機能するというだけではなく、企業が経営危機に陥ったときに破たん処理を円滑に進めていく場合のエージェントとしての役割を銀行が担うという面を期待するところがあるかと思う。

しかしながら、日本の現状では、企業情報が当事者以外に伝わらないことから貸付債権の評価が難しく、銀行はリスクマネジメントができないといったことや融資先企業と銀行の相互独占的な関係により銀行側が取引上優位に立っているといったデメリットが挙げられる。

4. 結び - より長期的なパースペクティブ

長期的にみれば、日本の金融システムのバランスが高められるよう資本市場の機能を発展させていくことが必要。しかしながら、資本市場の機能の発展には、情報開示制度とそれを監査する仕組みに一層の信頼性の確保が必要であって、それは一朝一夕にはできないことが分かってきた。

従って、リレーションシップバンキングをベースにした中小企業金融というものは依然として今後も重要であり、長期的に見た場合にも日本経済の活力を支えていく上では、この機能がどこまで働くかということが鍵を握っているのではないかと思っている。

といった内容のお話がありました。

「中小企業金融に関するシンポジウム イン 大阪」の開催について (近畿財務局)

近畿財務局は、去る10月21日(火)、KKRホテルオーサカに於いて、竹中金融担当大臣を迎えて『中小企業金融に関するシンポジウム』を日本政策投資銀行関西支店の共催を得て開催しました。

当日は、竹中金融担当大臣による講演及びパネルディスカッションが行われ、近畿財務局管内の地域金融機関や中小企業の方など約200名の参加者等でほぼ満席となりました。

はじめに、竹中金融担当大臣により『地域経済と金融の円滑化に向けて』と題した講演があり、その中で竹中金融担当大臣は、「構造改革全体の進捗の中で、とりわけ金融の問題と中小企業金融の問題でどのような取組みが進みつつあるのか、今後の課題は何であるか」という点についての話がありました。

次にコーディネーターである大村近畿財務局長の進行によりパネルディスカッションが行われ、パネリストとして中小企業経営者2名、企業再生関係者、政府系金融機関及び竹中金融担当大臣の5名が参加しました。

パネルディスカッションでは、パネリストから

- ・ 政府の制度融資等を活用して積極的に前に出た結果、地元金融機関からの信用も増してプロパー融資も受けることができ、事業がスムーズにいった。
- ・ 金融機関の融資において資産査定は大企業も中小企業も同じとなっている。
- ・ 目利きする人が少なく本店のコンピューターにおける審査となっている。
- ・ 金融庁の検査が厳しいために本来の融資が出来ていない。

など、地域における中小企業の現状や、リレーションシップバンキングの機能強化を図っていく中で、金融庁や地域金融機関への様々な注文、意見等のプレゼンテーションがありました。

竹中金融担当大臣からは、「意見は大きく二つに分けられる。一つ目は世の中の制度が目まぐるしく変化している中で、制度そのものについて前向きに活用する姿勢を持つとすること、二つ目は風通しを良くすることであるかと思うが、金融庁としても『中小企業金融懇話会』、『中小企業金融モニタリング』という制度を新たに創設しており、意思疎通を良くするよう努力していきたい。」との発言がありました。



引き続いて、参加者との意見交換が行われ、この中で参加者からは、

地域金融機関に対しては、

- ・ 目利きの人材の育成
- ・ 中小企業の融資に当たっては、キャッシュフローだけではなく、経営者の考え方、取組み方を判断して融資して欲しい。
- ・ 借り手としては、金融機関の支援等が得られるよう努力する必要があるが、支店長には工場や、仕事の実態を見に来て欲しい。

などの要望があり、

また、金融当局に対しては、

- ・ アメリカには地域中小企業に対して金融機関がどれだけ支援をしたか評価する法律があるが、日本もこのような法律、制度を整備してほしい。
- ・ 政府においても官から民、中央から地方へと進められているが、税金や年金の原資が有効に使われるよう、より良い制度や仕組みに改めて頂きたい。

などの意見がありました。

最後に、参加者のご意見に対し、竹中金融担当大臣は、「銀行に関することは、リレーションシップバンキングの考え方そのものでしっかりやれ、ということだと思う。政府への要望は、官の構造改革という問題であり、財政の健全化、効率化の観点からも重要な問題である。また、この場に来て、その報告ができるようにしっかりやりたい。」旨発言して締めくくり、盛況のうちにシンポジウムを終了しました。

「中小企業金融に関するシンポジウム イン 名古屋」の開催について (東海財務局)

去る 10 月 23 日(木) 名古屋市内のウェスティンナゴヤキャッスルにおいて、東海財務局主催、日本政策投資銀行共催による「中小企業金融に関するシンポジウム」が開催されました。

当日は、中小企業経営者、金融機関役員等、約 160 名が参加する中、竹中金融担当大臣による「地域経済と金融の円滑化に向けて」と題した講演の後、参加者と竹中大臣との意見交換が行われました。続いて中小企業金融の実情等に詳しい有識者に加わっていただき、中小企業経営者、金融機関役員のそれぞれを対象にしたワークショップが開催されました。

< 参加者と竹中大臣との質疑応答 >

今後の中小企業金融を考えるうえで、政府系金融機関の位置付けや信用保証制度についてどう考えるか。

(竹中大臣)

日本では信用保証制度に大きく依存している。マクロ的には2つ要因があり、一つは国際的にみると日本の貸付金利水準が低いことに関連。金利が低い分、何らかの形で債権を保全するような社会的なシステムが必要。それが担保や保証に依存している。そこは今後の金利設定の問題と平行に動いていく要素があるのではないかと。

もう一つは、金利とある意味で絡むが、まさに金融機関の目利きの問題。金融機関は一種のリスク管理業であるが、このリスクの評価について、右肩上がりや恒常的な資金不足が長く続いた経済の中では、必ずしも厳しく求められてこなかったのだらうと思う。こういう目利きの部分を放棄した形で第三者保証に依存してしまっている。先程、「メガバンクのいくつかは、担保・保証人に依存しないシステムを作っている」と申し上げたが、それは、まさにそこでリスクとリター



ンが見合ったようなシステムになりつつあるのだと思う。そういう問題の中で解決していかざるを得ないのではないか。

ただし、政府系金融機関に関しては、保証の業務はむしろ重要になってくる可能性もある。日本の政府系金融機関の特徴は直貸しの比率が非常に高い。欧米等では、民間でお金を貸すとその保証機能を政府系金融機関が持つという形も結構みられる。そういう要素を絡めながら全体としてはダイナミックに発展していくのではないか。少し時間はかかるが、そのような方向に動いているのではないか。

中小企業の決算書の信憑性を高める仕組みづくりや税理士の活用についてどう考えるか。

(竹中大臣)

今我々が作っていかねばならないのは、情報開示のためのインフラ整備。会計士の独立性を更に強化するための制度や、会計士試験そのものの制度を改めて、会計専門家が会計士としてだけでなく、企業の財務部で働いていただいてもいいし、教育機関で教えていただいてもいい。そういうまさに資本主義を担う情報開示のインフラ整備をやっており、我々としては、公認会計士制度の改正とか証券取引法の改正という形での制度整備を続けていきたい。その上に乗っかっておられる会計士、税理士の方々に、今の制度を利用して社会的評価を確立して、更に高めていただくよう努力していただきたい。

< 中小企業経営者を対象としたワークショップ >

竹中大臣の講演後開催されたワークショップでは、中村中氏(株)ファインビット代表取締役社長)、忽那憲治氏(神戸大学大学院経営学研究科助教授)、川井正夫氏((社)中小企業診断協会愛知県支部長)の3氏をお招きし、日本政策投資銀行渋谷東海支店長の司会のもと、「中小企業の再生と地域経済活性化に向けて」をテーマに各講師からご発言いただいた後、質疑応答が行われました。

(中村氏)

金融機関の立場からすれば、いわゆる「貸し渋り」は1997年を境に始まった。これは金融庁の金融検査マニュアルを受けて「格付け」が市民権を得たことによる。これにより借り手側からすれば、「去年は貸してもらえた」、「担保は十分にある」という既成概念では可能であったものが、貸し手側からすれば「格付け」というしほりにより貸せない、というねじれ現象がおり、それによりいわゆる「貸し渋り」と捉えられた。ここで必要なことは借り手が「格付け」の仕組みを理解すること。「格付け」は定量的(財務)、定性的(販売力・技術力など)要因により判定するもので、従来のような担保の重要性は薄らいでいる。「格付け」を向上させるには自己資本比率、総借入額、総資産、営業利益の4点を向上させることに加え、「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」を参考にされたい。金融機関側には自分の会社の良さを強調することが必要(PR)であるし、個人資産を明確にしたり、先の4点の項目を中心にしっかりと現場の数字を基とした経営計画を作ることも必要である。

(忽那氏)

リレーションシップバンキングは細かいサービスを実施する分コストがかかる。リレーションシップバンキングとスコアリングは対極にある。貸し手と借り手の関係が深くなることでプラスの効果が出ているのは、米を中心とする研究結果が大半である。他の国を対象とした分析では金利が高くなったり、担保要求が厳しくなったりするなど、マイナスの効果を示す結果が多く示されている。これは貸し手が手に入れた情報から生じるレントを自分達で蓄積するのみで、借り手に還元しないということによって起きている。

ただ、おもしろい例では発展途上国で主として用いられているグループレンディングという手法がある。これは互いに信頼のある企業がグループを構成し、そのグループに対し銀行が融資を行うというものである。グループ内の企業による相互のモニタリングによってデフォルト率が大幅に低くなるというメリットが指摘されている。

一方、借り手側も借りることだけが資金調達ではないということを認識すべき。キャッシュフローの管理をしっかりと行うことで無駄な借入を圧縮することが可能である。



(川井氏)

業績の良い企業は、社長と社員が企業の将来的なビジョンを共有しているということが良い影響を与えている場合が多い。このほか、仕入れ権限を支店長に委任することにより、自己責任で販売を促すなど様々な取組みが経営に良い影響を与えている。

一方、金融機関では、支店長から権限を取り上げているところが前期末まで目立っていた。全て本部の意向に左右され、円滑な交渉の妨げとなっていた。この間隙について政府系金融機関が活躍している。融資条件でも低利で長期のものを提示するなど、柔軟な対応が目立ち、政府系金融機関の有効性が大きくなってきていると感じている。

これからは、真のリレーションシップバンキングを望んでいる。リレーションシップバンキングはコストが大きくなり金利が高くなるが、それだけのメリットがあれば良い。こうしたノウハウは中小金融機関が一番蓄積できていると考える。金利競争だけではどこの金融機関も倒れてしまう。コンサルティングサービスの質が明暗を分けるだろう。

～質疑応答～

クレジットスコアリングモデルは借り手としては金利も下がってきており、使い易くなってきている。これがさらに下がって同レベルの金利が提示されるようになるとリレバンは機能しなくなるのではないかと、との懸念があるがどうか。

(中村氏)

金利の要素は四つある。仕入値(原価)、収益、コスト、リスクであり、これが複合したもの。リレバンは十分に中身を知ることによりリスクは減るが、情報の集積の段階でコストがかかっているもの。四つの要素がうまく機能していけばやっつけられる。

グループレンディングについて詳しく教えてほしい。

(忽那氏)

互いがよく知っているということで、それが厳しい相互のモニタリングとなる。発展途上国の手法であるが、デフォルト率の低下には有効であると考えている。

<金融機関を対象としたワークショップ>

金融機関を対象としたワークショップでは、日本政策投資銀行・長尾秀樹氏(新規事業部次長)より「ベンチャー支援・知的財産権」をテーマに、また、同行・水野雄司氏(地域企画部地域プロジェクト班課長)より「地域企業への新たな資金調達手法」をテーマに、講演が行われました。

(長尾氏)

知的財産権担保融資については、特許権等をベースにした事業の予想キャッシュフローを現在価値で評価し、融資するかどうかを判断することになる。

知的財産権(特許権等)の課題としては、期間が経つにつれ価値が陳腐化し、それに対応した追加担保取得が困難となるリスク、登録料を支払わないと消滅する場合や第三者からの無効請求のリスク、担保処分ができるかどうかのリスク等がある。

知的財産権の活用については、大手企業にライセンス契約を行い安定収入を確保するタイプと知的財産権を自社で事業化して活用する場合がある。後者の場合が多いが、この場合、キャッシュフローの評価が重要であり、成長性をどうみるかが課題である。

知的財産権を利用した事業のサイクルとしては、企業は知的財産権を活用し5年で回収を図り、その資金を元手に次の事業を展開していく姿が望ましい。



(水野氏)

地域企業の新たな資金調達手法として、二つ、コミュニティ・クレジットと自治体CDOを紹介。

コミュニティ・クレジットとは、地域社会において互いに信頼関係にある企業が、資金と情報を抛出し合い連携することで高い信用を創造し、金融機関からの資金調達を円滑化するとともに、地域の資金を地域に還流させる金融手法であり、具体的には、地域で設立した「金融プラットフォーム」が、金融機関から借り入れて企業に融資を行う。この場合、金融プラットフォームへの出資企業が、相互に借入・保証・審査・監視を行う。実際に融資に至った事例としては、「神戸コミュニティ・クレジット」がある。

自治体CDOとは、自治体の募集条件により銀行が多数の企業に貸し出す債権を一括して証券化することにより、資金の出し手側のリスクを軽減し、企業側に新たな資金調達の道を提供する試みで、これまでに、東京都、大阪府、福岡県で行われ、大阪市、千葉県も導入予定となっている。課題としては、地方では参加可能な企業の層は薄く、スキームの検討が必要である。



【法令解説】

このコーナーでは、先に閉会した第156回国会で成立した金融庁関連の法律について、その経緯や内容を詳細に説明します。本号は、「ヤミ金融対策法施行に伴う貸金業規制法施行令、施行規則の一部改正について」についてです。

ヤミ金融対策法施行に伴う貸金業規制法施行令、施行規則の一部改正について

第156回国会において「貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律」が成立したことを受け、先般、同法施行のための「貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」、「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令」及び「貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布されました。本稿においては、これらの概要等について紹介致します。

1. ヤミ金融対策法の成立背景、概要

近年、ヤミ金融と呼ばれる貸金業の無登録営業、違法な高金利による貸付け、悪質な取立てなど違法行為が多発し、大きな社会問題となっています。こうした状況を受け、ヤミ金融の被害を未然に防止し、被害者の救済に資するよう、違法業者を厳しく取締るとともに、借り手を保護するために必要な措置を講じるべく、議員立法により、貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(いわゆるヤミ金融対策法。以下「改正法」という。)が成立致しました。

改正法は、貸金業者の登録要件の厳格化、無登録業者に対する取締り強化、取立行為規制の強化、貸金業務取扱主任者制度の創設、罰則強化、年109.5%を超える高金利を内容とする貸付契約の無効化等の対策が講じられており、公布(平成15年8月1日)後6ヶ月以内で政令で定める日から施行されることとなっております。(なお、政令・内閣府令の整備を伴わない無登録業者による広告・勧誘の禁止、高金利要求罪の新設を含む罰則の強化、年109.5%を超える高金利を内容とする貸付け契約の無効化については公布後1ヶ月を経過した日である平成15年9月1日から施行されております。)

(改正法の詳しい内容につきましてはアクセスFSA第9号をご参照下さい。)

2. 「貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令」について

平成15年10月29日に公布されました改正法の施行期日を定める政令において、改正法の施行日を平成16年1月1日とすることとしました。また、併せて公布されました貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令の概要は以下のとおりです。

(1) 手数料

今般の法改正において貸金業の登録要件が厳格化されたことを踏まえ、内閣総理大臣(財務局登録業者)の登録の更新の手数料の金額を4万3千円から15万円に改めることとしました。(令第2条関係)

(2) 登録申請書の添付書類

登録申請書の添付書類として、新たに本人(法人にあっては、役員)及び政令で定める使用人の本人確認書類が追加されたところですが、この本人確認書類の提出を求める使用人を営業所又は事務所の業務を統括する者等とすることとしました。(令第3条関係)

(3) 債権譲渡等の規制等に関する条文の読替え規定を整備

無登録業者、無登録業者から債権を譲り受けた者等について準用する貸金業者に係る規制の規定、貸金業者から債権を譲り受けた者等に係る規制の規定の読替えを行うこととしました。(令第3条の3関係)

(4) 貸金業務取扱主任者研修の事務委託先の指定



都道府県知事が貸金業務取扱主任者研修に関する事務を行わせることができる団体を指定する権限については、金融庁長官が行うこととしました。(令第6条関係)

(5) 施行期日等

施行期日

この政令は、平成16年1月1日から施行することとしました。ただし、(1)、(5)、(5)についてはこの政令の公布日である平成15年10月29日から施行されております。(令附則第1条関係)

手数料に関する経過措置

改正後の貸金業の規制等に関する法律に基づき審査を行うこととなる有効期間の満了日の翌日が平成16年1月1日以後となる登録の更新の申請について、改正後の手数料を適用することとしました。(令附則第2条関係)

登録の更新に関する経過措置

有効期間の満了の日の翌日が平成16年1月1日から平成16年3月1日までの間の登録に係る登録の更新の申請について、申請期限等の所要の経過措置を設けることとしました。(令附則第3条関係)

権限の委任

改正法附則における内閣総理大臣の権限を金融庁長官に委任し、金融庁長官は財務局長等に委任することとしました。(令附則第4条関係)

標準手数料政令の一部改正

都道府県登録業者に係る登録手数料、更新手数料についても、全国统一した取扱いとするため、標準手数料政令を改正し、国の登録免許税、更新手数料と同水準の15万円と規定することとしました。(令附則第5条関係)

3. 「貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令」について

改正法の施行のため、貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令が上記政令と同時に公布されました。その概要は以下の通りです。

(1) 登録申請の添付書類

登録申請に添付すべき本人確認書類は、運転免許証、旅券等の写真付の公的証明書、これらを所持していない場合には公的証明書に写真を添付したもの等とすることとしました。(規則第4条第2項関係)

財産的基礎要件の確認のための添付書類として、法人の貸借対照表及び監査報告書、個人の財産調書を規定することとしました。(規則第4条第3項第7号～第9号関係)

(2) 登録拒否要件

「貸金業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として内閣府令で定める者」とは、登録取消し処分のための聴聞の通知後に廃業の届出を行ったことにより登録取消処分を免れた者で5年を経過しない者等とすることとしました。(規則第5条の2関係)

「貸金業を遂行するために必要と認められる内閣府令で定める財産的基礎」とは、以下の純資産を有する者としてとしました。(規則第5条の3第1項関係)

- ・ 法人(日賦貸金業者を除く。):500万円以上
- ・ 個人(日賦貸金業者を除く。):300万円以上
- ・ 日賦貸金業者:150万円以上

財産的基礎要件が適用除外となる「資金需要者等の利益を損なうおそれがないものとして内閣府令で定める事由がある者」とは、会社更生手続及び民事再生手続により事業の再建を図っている者としてとしました。(規則第5条の3第2項関係)

(3) 広告規制

貸金業者登録簿に登録された連絡先でなければ広告等において表示できないという規制の対象となる連絡先として電話番号、ホームページアドレス、電子メールアドレスを定めるとともに、電話番号については、固定電話の電話番号又はフリーダイヤルに限定し、携帯電話の電話番号は使用できないこととしました。(規則第3条の2及び第12条第6項関係)

さらに、ホームページアドレス又は電子メールアドレスを表示して広告等を行う際には、電話番号も併せて表示しなければならないこととしました。(規則第12条第2項第3号関係)



(4)取引経過の記録

債務者等その他の者との交渉の経過の記録を貸金業者の帳簿に記載させることとしました。(規則第16条第1項第6号関係)

(5)取立行為規制

取立てを行うのに不適当な時間帯は、午後9時から午前8時までの間とすることとしました。(規則第19条第1項関係)

債務者に送付する支払い催告のための書面に記載すべき事項は、法律で定められた事項(貸金業者の商号、催告書を送付する者の氏名、契約年月日、貸付金額・利率、催告金額等)に加え、残存債務の額、催告する金額の内訳(元本、利息及び賠償額)等とすることとしました。なお、この記載事項の内、契約年月日、貸付金額・利率については契約番号等の明示により代替することができることとしました。(規則第19条第3項及び第4項関係)

(6)貸金業務取扱主任者制度

貸金業務取扱主任者は営業店毎に設置し他の営業所等と兼務できないこととしました。ただし、自動契約機等以外の営業所等や代理店の貸金業務取扱主任者は、他の営業所等との兼務ができることとしました。(規則第26条の25関係)

貸金業務取扱主任者が受講すべき研修は3年毎に受けるべきものとしました。(規則第26条の26第4項関係)

都道府県知事が実施する貸金業務取扱主任者研修の事務を受託できる者として金融庁長官の指定を受けようとする者は、非営利団体、研修実施事務を適正・確実に実施するために必要な知識・能力を有する等の基準に適合しなければならないこととしました。(規則第26条の28関係)

(7)ディスクロージャー関係

事業報告書(貸付残高が500億円以上の貸金業者に提出義務あり)の記載事項に消費者向無担保貸付金の新規契約状況等を追加することとしました。(別紙様式第8号関係)

(8)施行期日等

施行期日

平成16年1月1日から施行することとしました。ただし、(5)は平成16年5月1日、(8)はこの内閣府令の公布日である平成15年10月29日から施行されております。(規則附則第1条関係)

経過措置

- 平成16年1月1日より前にされる有効期間の満了の日の翌日が平成16年3月1日より後である登録の更新の申請は、改正後の貸金業の規制等に関する法律の例により行うこととしました。(規則附則第4条関係)
- 都道府県知事が貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせることができる団体の指定については、平成16年1月1日より前においても申請し、指定することができることとしました。(規則附則第5条関係)



【海外最新金融事情】

最終段階に入ったバーゼル委員会のB I S規制見直し協議

金融庁総務企画局国際課企画官

白川 俊介

バーゼル銀行監督委員会は、2003年10月10日及び11日にスペインのマドリッドで会合を開き、新B I S規制に係る「第3次市中協議案(C P 3)」に対して世界各国から寄せられたコメントについて議論した。その結果、C P 3の部分的な修正案について市中からの意見聴取を本年末までもう一度実施し、その上で遅くとも来年(2004年)央までに最終的な合意を目指すこととなった。本稿では、今回新たに提示された修正案の概要に加え、新B I S規制実施に向けた動きについて紹介することとしたい。

なお、C P 3の概要については、当庁ホームページにも掲載している2003年4月29日付け報道発表資料「自己資本に関する新しいバーゼル合意」をご参照いただきたい。

1 パブリックコメントの結果

バーゼル銀行監督委員会は、1998年以来5年以上にわたりB I S規制の見直しに取り組んでいるが、1999年6月の第1次市中協議案、2001年1月の第2次市中協議案に続いて、2003年4月に、これまでの作業を集大成する形で第3次市中協議案(C P 3)を公表した。同委員会としては、本年末までに新B I S規制について最終的に合意し、その後、国内での準備期間を経て2006年末から新規制を実施することとしていた。

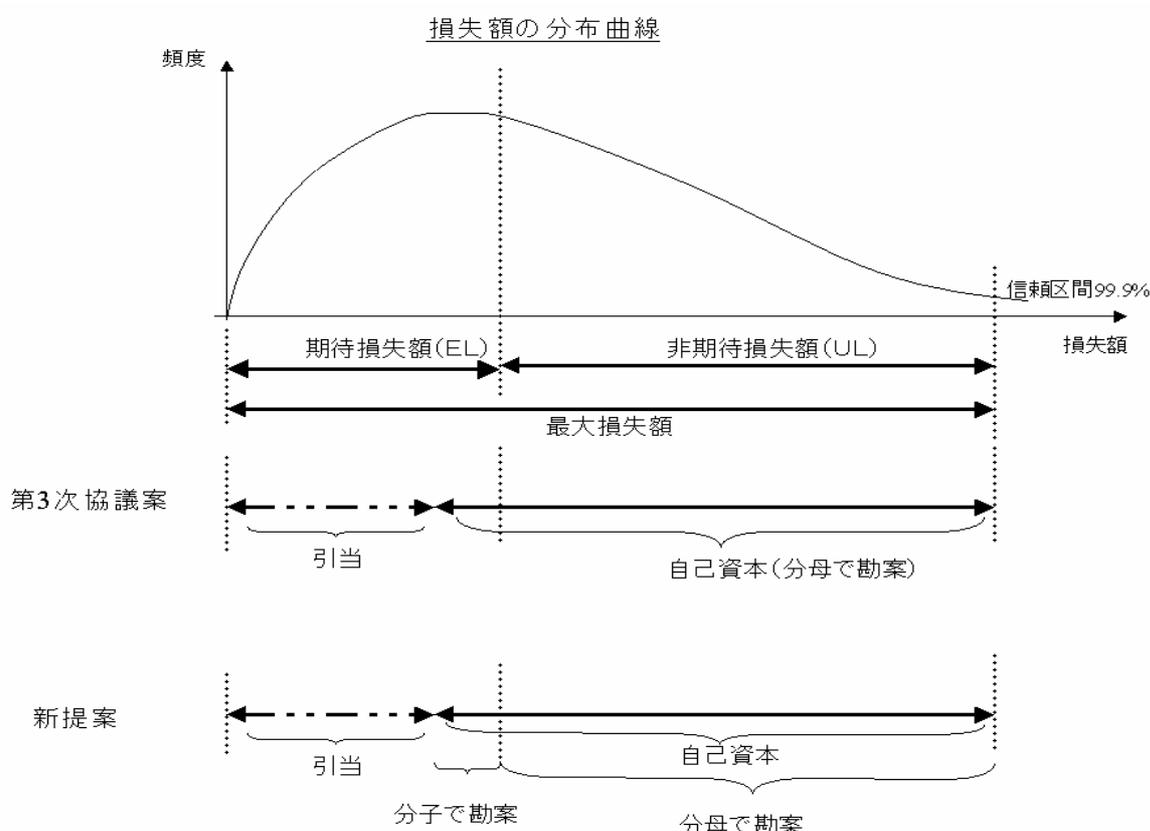
C P 3に対しては、2003年7月末のパブリックコメント締切りまでに、全国銀行協会等我が国からの意見を含め、計200を超えるコメントが寄せられた。コメントの内容は、国際決済銀行(B I S)のホームページ(www.bis.org)で誰でも見ることができる。これらのコメントは、規制の複雑性については懸念を示す向きがあるものの、よりリスク感応的な自己資本比率規制を目指す現在の方向性を大筋において支持するものであった。

他方、信用リスクに係る枠組みの一つである内部格付手法に関し、期待損失額(E L : Expected Loss)と非期待損失額(U L : Unexpected Loss)の合計をベースとするリスク計測手法については、業界より、非期待損失額(U L)のみをベースとする現行の実務に整合的なものとすべきとの本質的なコメントが示された(注)。すなわち、銀行の内部管理においては、E Lは引当金に加え利ざやでカバーすることを前提としており、エコノミック・キャピタルの計算上も視野の外に置いているとの指摘である。これに関し、米国当局が国内規制の策定手続において改めて意見聴取を行うとともに、新規制の枠組みの見直しに意欲を見せたことから、バーゼル委員会としては、E L / U L問題への対応が当面の焦点となった。

(注) 信用リスクの計測において、一定期間経過後(例えば、1年後)の損失額分布を把握する際、損失額を長期的にとらえた場合の平均値を「期待損失額(E L)」というのに対し、一定の確率(例えば、信頼区間99.9%)の下で生じ得る「最大損失額」からE Lを控除することにより求められる、予想を超えて発生し得る損失のことを「非期待損失額(U L)」という。(図参照)



別 図



2 EL / UL問題と引当金の取り扱い

CP3においては、内部格付手法におけるEL + ULの枠組みに関し、各国ごとに引当に関する基準や実務が大きく異なっている実態に着目し、これを所要自己資本額に反映させるため、リスクアセット（分母）を算出する際にELと引当金の差異を考慮することになっていた。これにより、引当の基準等の違いにより各国銀行間の競争条件に差が生じることを防ぐとともに、監督上の観点からも引当水準を視野に入れた慎重な対応が可能になると考えられた。これを自己資本比率の計算式で表すと次のとおりである。

$$\frac{\text{Tier1} + \text{Tier2 (excl. GPT2)} + \text{GPT2}}{\{UL + EL \quad SP \quad GP\} * 12.5}$$

Tier2 (excl. GPT2) : 一般貸倒引当金を除くティア2の額

GPT2 : 一般貸倒引当金のうちティア2に算入できる額（リスクアセットの1.25%内）

SP : 個別貸倒引当金（但し、ELの範囲内）

GP : 一般貸倒引当金（GPT2を超える一般貸倒引当金で、SPとあわせて、ELの範囲内）



これを見ると、分母はUL + ELをベースとしつつ、ELの範囲内で個別引当金及び分子（ティア2）に含まれない一般貸倒引当金を控除して算出することになっている。他方、分子は現行規制と同じ扱いであり、リスクアセットの1.25%の範囲で一般貸倒引当金をティア2に含めることができる。この仕組みは、ある意味では今回のパーゼル委員会のプレスリリースが述べているとおり、「引当に関する監督当局の対応が国ごとに異なることに対処するための現実的な妥協の所産」であった。

3 EL / UL問題に関する新提案の概要

パーゼル委員会は、パブリックコメントを踏まえ、本件について再検討した結果、内部格付手法の下でのリスクアセット（分母）の計測についてはULのみをベースとする一方、ELと引当金（個別貸倒引当金と一般貸倒引当金の合計額）の差異を資本の要素（分子）において調整することを提案し、これに関する業界の意見を改めて本年末まで求めることとした。今回の提案を自己資本比率の計算式で表すと次のとおりである。

i) もし、 $EL > P$ （ $=GP$ （一般貸倒引当金）と SP （個別貸倒引当金）の合計）ならば、

$$\frac{\{Tier1 - 50\%(EL - P)\} + \{Tier2 (excl. GPT2) - 50\%(EL - P)\}}{UL * 12.5}$$

ii) もし、 $P > EL$ ならば、

$$\frac{Tier1 + \{Tier2 (excl. GPT2) + (P - EL)\}}{UL * 12.5}$$

（但し、 $P - EL$ はTier2の20%以下。）

今回のパーゼル委員会における協議の過程で問題となったのは、引当金がELを下回る場合と上回る場合で対称的に考えてよいか、という点であった。これについては、引当金がELを下回る場合は、その差異を100%勘案しティア1とティア2から半分ずつ控除することとする一方、引当金がELを上回る場合は、その差異を資本の要素に加えることに慎重な意見が多かったため、ティア2にその20%を限度として加算できるとの枠組みをとることとした。その際、分母がULのみになったこととの見合いで、分子（ティア2）に一般貸倒引当金を含める現行の枠組みは撤廃され、新たな枠組みに置き換えられることとなった。

新提案は、リスクアセット（分母）の計測をULのみとすることにより、業界の要望に応えたことに加え、以下の2点でメリットがあると考えられる。まず、CP3の枠組みにおいては、自己資本比率算出の際に引当金を分母と分子の両方で勘案することとしており、さらに一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の扱いが整合的でないという問題があったが、新提案はこれを分子で一括して処理することにより簡素化した。また、CP3においては、クレジットカード等のリボルビング型消費者信用に限り、将来の利ざや（FMI：Future Margin Income）をELの削減要素として勘案できる枠組みであったが、その他のポートフォリオとのバランスや監督上の問題が指摘されていたところ、新提案ではこの枠組みは除かれることとなった。

内部格付手法に関するこの新提案の詳細については、前述のBISホームページに加え、日銀及び金融庁のホームページでも仮訳を掲載しており、本年12月31日までコメントを受け付けている。なお、標準的手法については変更しない方向であるが、これについても併せてコメントが求められている。



4 今後の見通し

今回のバーゼル委員会では、マドリードにおいて、民間との意見交換を図るため恒例となっている I I F（国際金融協会）との会合を本会合に先立ち開催した。その際、I I F 側からは、各銀行が新 B I S 規制に対応するための準備作業を既に開始している状況にかんがみ、最終合意を半年以上遅れさせないで欲しいとの強いメッセージが送られた。

これを踏まえ、今後バーゼル委員会では、E L / U L 問題に関する新提案についての市中協議と並行して、作業部会レベルにおいて、証券化の取扱いの簡素化、クレジットカードの与信枠の取扱いの見直し、信用リスク削減手法の取扱いの再検討等に期限を切って取り組むこととしており、来年 1 月中旬に予定している次回会合において、市中協議の結果を評価するとともに、これらの議論の進展状況を確認することになる。その際、同委員会としては、引き続き新 B I S 規制による全体的な所要自己資本の水準を現行規制と比較して重くも軽くもしないとの目標を維持しているため、内部格付手法における所要自己資本の水準調整が重要な論点になり得ると予想される。

なお、残された論点については、バーゼル委員会として遅くとも来年（2004 年）央までに解決する決意が明らかにされたところであり、2006 年末の新 B I S 規制の実施予定時期については、今のところ変更されていない。

5 新 B I S 規制の実施に向けて

今回のバーゼル委員会に当たり、業界からは、銀行が新 B I S 規制の実施に備え準備を進める際に、できる限り不確実性を取り除いてもらいたいとの要望が寄せられていた。プレスリリースは、こうした声に応じて以下の段落を盛り込んだところである。

「当委員会は、銀行が新合意の実施に向けた作業を進めていることを歓迎し、そうした作業の継続を推奨する。当委員会はこのプレスリリースで述べるように追加的な検討を進めているが、これによって、銀行が新合意に向けた準備のためにデータベースやリスク管理システムを改善する必要性が変化することはないと考えている。」

当局側においても、新 B I S 規制の実施に向けての対応を強化しつつある。日銀及び金融庁においては、国内実施の枠組みに関し全銀協等との間で意見交換の場を設けるなど、銀行による新規制対応を側面から支援する一方、金融庁監督局が中心となり、銀行法に基づく告示等の改正作業を開始している。

新 B I S 規制は、銀行のリスク管理体制全般に関わるものであり、その実施に当たっては官民双方において相当の準備が求められることは否めない。しかしながら、この機会にリスク感応的な枠組みの導入に向け努力することは、基本的により強靱な金融システムの構築に資するものと考えられる。金融庁としては、できる限り速やかにバーゼル委員会において良い合意に至るよう、引き続き積極的に協議に参加するとともに、新規制実施に向けた準備についても最善を尽くしてまいりたい。

（文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解である）



【金融ここが聞きたい！】

このコーナーは、記者会見における質疑・応答（Q & A）などの中から、金融を巡る時々の旬な情報をセレクトしてお届けするものです。もっと沢山ご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの「[記者会見概要](#)」のコーナーにアクセスしてください。

Q： 先日、15年9月期を対象として実施した特別検査のフォローアップの結果が公表されましたが、所感をお聞かせください。

A： 特別検査そのものにつきましては、その場でもペーパーの中で記されていたというふうには、説明資料の中にあっただというふうには思いますが、基本的には、ご指摘のあった特に大口債務者については、事業再生に向けた取り組みが進捗しているものと、事業の実態の悪化が進んでいるものと二極化が進行しているということだと思います。数字については申し上げませんが、銀行の対応としても、こうした企業実態の変化を受けて、銀行の経営方針として自らその再生に向けた取り組みを実施する事例も見られています。銀行の対応にしても変化が見られているということであろうかと思えます。

それについては、基本的には再建計画検証チームで様々な評価を行っておりますので、これを今後、監督にどのように反映していくかということをお我々としても前向きに、積極的に検討をしている段階にあります。

一方で、先般のフォローアップに関して言うならば、下位遷移がそれなりの数があったにもかかわらず、集計ベースで不良債権の処分損はかなり減少しているということが見られる。これは主要行の一般的な傾向として、今年の3月期までに引当ての水準がある程度高くなっているということの現れだというふうにも思っておりますので、再建をしっかりとやっていくと、先送り型の再建は見逃さないようにしていく。一方で、今、申し上げたように、ある程度の引当ての水準が高くなっているということをお踏まえて、更に財務の健全性を目指していただく、その2点が今後特に重要だと思っております。

（平成15年11月18日（火） 竹中大臣記者会見抜粋）

特別検査のフォローアップ結果公表文についてご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表など」から「[特別検査フォローアップの結果について](#)」（平成15年11月14日）にアクセスしてください。

Q： 先日、主要行に対して繰延税金資産の情報開示の拡充を行うよう要請されましたが、その期待される効果と今後更に取組が必要な点についてお聞かせください。

A： 繰延税金資産に関しては、今回の趣旨は皆さんご承知のように、これに関する情報開示をしようとする。繰延税金資産に関しては、その予見可能性を高めようというのが1つの非常に大きなポイントになります。それともう1つは、その回収可能性についての市場の評価をしっかりとさせていただくようにしようということでもありますから、今回の情報開示というのは、その意味では今までになかった大きな一歩になるだろうと思っております。

しかし、これで全ての問題が片付くかということ、それはそんなことはあり得ないわけで、繰延税金資産等々の問題、自己資本の充実の問題は、引続き金融審のワーキンググループで、これはBISの動向等々も睨みながら、これもこの秋色々な展開があると考えられますので、しっかりと引き続き議論していかなければいけない重要課題だと思います。

（平成15年10月31日（金） 竹中大臣記者会見抜粋）

繰延税金資産の情報開示について、詳しくは「[繰延税金資産の情報開示の拡充について](#)」（平成15年10月31日）をご覧ください。



【金融便利帳】

このコーナーは、とかく専門的でわかりにくい金融に関する用語や様々な疑問について、わかりやすく解説するものです。

今月のキーワードは「**ソルベンシー・マージン比率**」です。

- ソルベンシー・マージンとは「支払い能力」を意味します。保険会社は、将来の保険金などの支払いを確実にを行うため責任準備金を積み立てて、通常予測できる範囲のリスクについては、これでもって対応することとされています。しかし、環境の変化などによって通常の予測を超えた出来事が起こる場合があります。例えば、大災害や異常な死亡率の発生などですが、このような場合にも契約通りの保険金を支払う義務があります。「ソルベンシー・マージン比率」とはそのような通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払い能力」をどれだけ有しているかを判断するための指標の一つとされ、平成10年の金融システム改革法による保険業法の改正により、早期是正措置の指標とされました。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率 (\%)} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times 1/2} \times 100$$

と計算されます。

- 次に分母、分子のそれぞれについてご説明していきます。

ソルベンシー・マージン総額

- ・資本の部合計（社員配当準備金繰入額等の社外に支出する予定の額、繰延資産等を除く。）
- ・価格変動準備金：株式などの価格変動の著しい資産について、その価格が将来下落した時に備えるために積み立てている準備金
- ・危険準備金：予定した死亡率より実際の死亡率が高くなり、保険金等の支払いによって損失が発生する場合、または資産運用による実際の利回りが予定利率を確保できない場合に備え、積み立てている準備金 [生保]
- ・異常危険準備金：大災害に備えて積み立てている準備金 [損保]
- ・一般貸倒引当金：貸付金等が相手先の破産などにより回収不能となる危険に備え、積み立てているもの
- ・その他有価証券：保険会社が保有するその他有価証券の時価と帳簿価格との差額
含み損益
- ・土地の含み損益：保険会社が保有する土地の時価と帳簿価格との差額
など

リスクの合計額

- ・保険リスク：大災害の発生等により保険金支払いが急増するリスク
- ・予定利率リスク：運用環境の悪化により資産運用利回りが予定利率を下回るリスク
- ・資産運用リスク：株価暴落・為替相場の激変などにより資産価値が大幅に下落するリスク及び貸付先企業の倒産などにより貸倒れが急増するリスク
- ・経営管理リスク：業務上の運営上通常の予想を超えて発生し得るリスク

これらの数値が先に記した数式にあてはめられ、「ソルベンシー・マージン比率」が算出されているのです。

- なお、金融庁では、保険会社のソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合、早期に健全性



の回復を図るための措置がとられます。措置内容はソルベンシー・マージン比率の区分に応じて、下表のようになっています。

ソルベンシー・マージン比率	措置内容
200%以上	なし
100%以上 200%未満	経営健全性回復のための改善計画の提出、及びその実効命令
0%以上 100%未満	保険金支払能力充実の計画の提出と実行命令、配当・役員賞与の禁止又は抑制、契約者配当又は剰余金分配の禁止又は抑制、新規保険契約の保険料算出方法の変更、事業費抑制等
0%未満	期限を付した業務の全部又は一部の停止命令



【お知らせ】

○ 「ヤミ金融対策法のポイント」リーフレットを作成

「貸金業規制法及び出資法の一部改正法」(いわゆるヤミ金融対策法)の成立を受け、10月29日、「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令」及び「貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布され、併せて金融会社関係の事務ガイドライン(「金融監督等に当たっての留意事項について(第三分冊：金融会社関係 3 貸金業関係)」)を改正したところです。

当該法令等の改正を踏まえ、今般、金融庁では法令のポイントをまとめたリーフレットを作成し、各財務局を通じて、都道府県、警察、貸金業協会、登録貸金業者、国民生活センター、日本弁護士連合会、日本クレジットカウンセリング協会、日本消費者金融協会等に配布しております。

○ 大臣・副大臣への質問募集中

本号では休載させていただきましたが、アクセスFSAでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣や副大臣へのご質問に、大臣・副大臣が直接お答えする【[竹中大臣に質問!](#)】【[伊藤副大臣に質問!](#)】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣にこんなことを、是非、直接聞いてみたい!」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの「[ご意見箱](#)」にお寄せください。その際、ご意見箱の件名の欄には、必ず「[大臣に質問](#)」あるいは「[副大臣に質問](#)」とご記入ください。また、本文の欄にご質問の内容をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが100字以内に収めていただきますようお願いいたします。お寄せいただきましたご質問の中から1問選定させていただき、「アクセスFSA」において大臣または副大臣の回答を掲載させていただきます。大臣・副大臣へのご質問がございました方は、[「ご意見箱」](#)へどうぞ。また、[「大臣・副大臣への質問募集中」](#)にもアクセスしてみてください。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、[新着情報メール配信サービス](#)を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。



【10月の主な報道発表等】

- 1日(水) [アクセス](#) ・ 「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について（追加要請その22）」の発出
- 3日(金) ・ 企業会計審議会第一部会の開催
- 6日(月) [アクセス](#) ・ 公認会計士第2次試験合格者の発表の概要
[アクセス](#) ・ 「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」及び「貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」の公表
(パブリック・コメント)
- 7日(火) [アクセス](#) ・ 全国財務局長会議の開催
[アクセス](#) ・ 学校における金融教育の一層の推進に資する副教材の公表
[アクセス](#) ・ リレーションシップバンキングの機能強化計画の概要
- 14日(火) ・ 公認会計士の懲戒処分
・ 地域経済シンポジウムの開催（関東財務局）
- 16日(木) [アクセス](#) ・ 金融機関の自己資本充実に関する税制研究会の開催
- 17日(金) ・ 第10回金融審議会金融分科会第一部会の開催
- 21日(火) ・ 企業会計審議会第一部会の開催
・ 中小企業金融に関するシンポジウム イン 大阪の開催（近畿財務局）
- 23日(木) ・ 中小企業金融に関するシンポジウム イン 名古屋の開催（東海財務局）
- 24日(金) [アクセス](#) ・ 金融税制に関する研究会の開催
[アクセス](#) ・ 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況の公表
- 28日(火) [アクセス](#) ・ 「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令案」及び「貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対するパブリック・コメントの結果
- 29日(水) [アクセス](#) ・ 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）の一部改正
- 31日(金) [アクセス](#) ・ 企業会計審議会総会の開催
[アクセス](#) ・ 企業会計審議会の意見書の公表
[アクセス](#) ・ 主要行に対する繰延税金資産の情報開示の拡充についての要請
[アクセス](#) ・ 金融活動作業部会（FATF）特別勧告（電信送金）の実施に関するお知らせの発出

[アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。

